

# 平成 1 7 年 4 月 教育 長 定 例 記 者 会 見 資 料

| 事 項                 | 内 容  | 備 考   |
|---------------------|--|---|
| <p>優秀な教員の表彰について</p> | <p>1 ねらい<br/>管理職の道にとらわれず、学校現場において児童生徒のために、創意にあふれ特色ある指導を実践し、顕著な教育効果をあげており、他の教員の模範となる教員を表彰し、もって学校の活性化及び教職員の意識高揚と資質向上を図ることをねらいとする。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 教員の範囲<br/>県立学校（大学を除く。）並びに市町村立学校（幼稚園を除く。）の管理職を除く年齢45歳以上の教諭、講師及び養護教諭とする。ただし、臨時的に任用された者は除く。</p> <p>(2) 表彰基準<br/>学習指導において創意にあふれ特色ある指導を実践し、児童生徒の学力の向上や課題解決等に顕著な教育効果をあげている教員<br/>生徒指導や進路指導等において献身的な努力を傾注し、望ましい人格の形成や自立意識の涵養、豊かな人間性の育成等に顕著な教育効果をあげている教員<br/>部活動指導を中核として児童生徒の健全育成に献身的に努力し、顕著な教育効果をあげている教員<br/>学校体育、学校保健及び学校給食の指導において、創意にあふれ特色ある指導を実践し、児童生徒の体力向上や心身の健康保持増進等に顕著な教育効果をあげている教員<br/>特別支援教育において創意にあふれ特色ある指導を実践し、障害のある幼児児童生徒の学習効果の向上等に顕著な教育効果をあげている教員<br/>その他学校教育において、他の教員の模範となる指導を実践し、顕著な教育効果をあげている教員</p> <p>(3) 推 薦<br/>市町村立学校の教員について：当該市町村教育委員会教育長（推薦者）<br/>県立学校の教員について：当該県立学校長（推薦者）</p> <p>(4) 選 考<br/>教育庁関係課による予備審査を経て、審査委員会で選考し、定例教育委員会で決定する。</p> <p style="padding-left: 20px;">審査委員会：県教育長、教育次長及び教育庁職員、県学校長会、県高等学校長協会、県PTA連絡協議会、県高等学校PTA連合会の代表者</p> <p>(5) 選考の流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD     subgraph "4月下旬"         A[茨城県学校長会議、市町村教育長会議等での説明]         B[表彰要綱等関係書類の配付]     end     A --&gt; C["&lt;小・中学校の場合&gt;<br/>市町村教育長の推薦&lt;1名以内&gt;"]     A --&gt; D["&lt;高校の場合&gt;<br/>学校長の推薦&lt;1名以内&gt;"]     A --&gt; E["&lt;特殊教育諸学校の場合&gt;<br/>学校長の推薦&lt;1名以内&gt;"]          C --&gt; F[教育事務所]     D --&gt; F     E --&gt; F          F --&gt; G[所長の意見]     G --&gt; H["義務教育課<br/>10名程度"]     G --&gt; I["高校教育課<br/>5名程度"]     G --&gt; J["特別支援教育課<br/>2名程度"]          H --&gt; K[予備審査]     I --&gt; K     J --&gt; K          K --&gt; L[審査委員会]     L --&gt; M[定例教育委員会]     M --&gt; N[表彰式]          subgraph "9月中旬"         L     end     subgraph "9月下旬"         M     end     subgraph "11月中"         N     end </pre> </div> | <p>高校教育課 人事担当<br/>(内線 5256)</p> <p>他県調査状況<br/>47都道府県中、23都道府県で実施。<br/>(平成16年4月現在 文部科学省<br/>初等中等教育企画課調査による)</p> |
|                     | <p>3 優秀教員の称号<br/>「ティーチャー オブ ティーチャーズ」(teacher of teachers)</p>  |   |